

## 第120回理事会

**開催日** 令和3年12月 9日(木)11時

**開催場所** JRタワーホテル日航札幌 36階 つき

**審議事項** 令和3年度上半期事業実施状況について

**出席**

理事8名、  
監事2名、事務局1名

本年度の上半期事業状況は、  
事業所編入等により被保険者が増加し、  
予算どおりほぼ順調に推移しています。

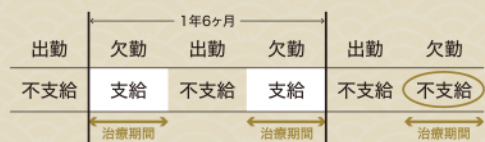


## 傷病手当金の法改正について

令和4年1月1日から傷病手当金の支給期間が通算化されます。

### 現行制度

支給開始から1年6ヶ月を超えない期間まで支給  
(1年6ヶ月後に同じ疾病が生じた場合は不支給)



支給開始から1年6ヶ月以降は不支給

※例えば、がん治療について、手術等により一定の期間入院した後、薬物療法(抗がん剤治療)や放射線治療として、働きながら、定期的に通院治療が行われることがある。

### 見直し内容

支給期間を通算して1年6ヶ月の期間まで支給  
(延長される期限の限度はない)



通算1年6ヶ月

通算1年6ヶ月  
まで支給

### 対象

令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6ヶ月を経過していない傷病手当金(令和2年7月2日以降に支給開始された傷病手当金)が対象になります。

詳細につきましては後日お送りいたしますリーフレットをご確認ください。

## 任意継続被保険者の 令和4年度最高標準報酬月額がきました。

任意継続被保険者の、最高標準報酬月額は健康保険法第47条第2項の規定により令和3年9月30日における当健康保険組合の全被保険者の平均標準報酬月額とし、令和4年4月1日からの最高標準報酬月額は30万円と決定されました。